

令和元年5月30日

新潟市議会議長 佐藤 豊美 様

会 派 名 民主にいがた

代 表 者 名 加藤 大 弥

経 理 責 任 者 名 宇 野 耕 哉



平成31年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、平成31年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)



	金 額	備 考
政務活動費	120,000	@30,000×4人×1月

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	11,477	別紙のとおり
人 件 費		
事務所費	5,900	別紙のとおり
合 計	17,377	

3 残 額 102,623円

支出伝票

会 派 名	民主にいがた	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	平成 31 年度	整理番号 (項目別)	/		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月1日				
支 出 金 額	750 円				
支 出 先	日立キャピタルNBL(株)				
使 途 内 容	コピー機リース料				
備 考	4月1日～4月30日(30日分) $18,273 \times 30 \div 365$ $1,501 \text{ 円} \times 1/2 = 750 \text{ 円}$				
領収書貼付欄	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 民主にいがた 政務活動費 様 代表 加藤 大弥 </div>				(事務所費)

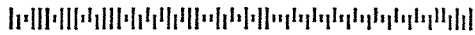
21230-07-09HC)E77C-NBL 18,273



〒951-8550
新潟県新潟市中央区
学校町通1番町602-1

民主にいがた 様

1 / 1 0021027



〒261-7108
千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6-1
WBCマリアーズト辣8階
日立キャピタルNBL株式会社
資産管理部 満了担当
お問合せTEL 043-333-7200

再リースのお知らせ兼再リース料のご請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、先日「リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ」にてご案内申し上げましたお客様とのリース契約
につきまして、ご契約条件に基づき、再リース契約の手続きをさせていただきましたのでお知らせいたします。
本書をもって再リース料の請求書とさせていただきます。
なお、ご契約内容は下記の通りとなりますので、ご確認をお願い申し上げます。

敬具

記

<再リース契約のご内容>

契約番号	[REDACTED]		再リース料 (年額)	16,920 円	
再リース期間	2018年06月08日より1年間		消費税等	1,353 円	
お支払日	2018年07月07日		お支払額	18,273 円	
物件番号	物件名	メーカー名	型式	台数	設置場所
001-00	複合機 コニカミノルタ	-	B1ZHUBC220	1	新潟県新潟市中央区

※表示文字数を超えた部分は割愛しております。予めご了承ください。

<お支払方法>



お支払日	2018年07月07日	お支払額	18,273 円
金融機関	[REDACTED]	支店名	[REDACTED]
お引落 (お振込) 口座	[REDACTED]	口座名義人	ミノルタ株式会社

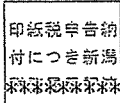
【ご注意】
お支払方法は、原契約が口座振替のお客様は上記指定金融機関より自動引落しとなります。前営業日までにご準備をお願いいたします。また、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。
原契約が銀行振込のお客様は、上記指定口座へお支払日までに送金いただきますようお願い申し上げます。なお、恐れ入りますが、振込手数料はお客様ご負担にてお願いいたします。

支出伝票

会 派 名	民主にいがた	代表者		経理 責任者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	2		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 ■ 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和1年5月14日				
支出金額	1,758 円				
支出先	コニカミノルタNC(株)				
使途内容	コピー代				
備 考	4月分 3,516 円 × 1/2 = 1,758 円				

領収書貼付欄 (事務所費)

お取扱日	取扱い店	号	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容	
01-05-14	281	24	N			*****	12	振 込	
お取引金額							振込手数料	お取引後元残高	
¥3,408							¥108	*****	
ご案内		* お振込明細 *					0C0012		
お振込先		[Redacted]					09:05		
ご依頼人		コニカミノルタエヌシー(カ) 様 ミンシユエイカク セイカクツウカ 様 TEL025-226-3476					印紙税申告納 付につき新潟 		

当票ご利用いただきありがとうございます。元取引の暗証係と括弧のとおりでございます。
 ○ご利用の際は、ご利用の日の前日までに当行所定の手続き料（当行資料）を手数料納付票のとおりに
 お支払いはなされております。
 また、キャッシュサービスの場合は、ご利用日の前日にお取引口座からのお支払い
 いたしました。

印紙税納付の必要がない場合は
 ※印で済ませております。
 裏面のご案内を必ずお読みください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
 備考欄には按分率等を記入してください。

お客様コード№

請 求 書

〒 951-8126

新潟市中央区学校町通1-602-1
新潟市役所内

民主にいがた 御中

19年 4月30 日現在 590-1 頁

コニカミノルタ

新潟市江南区亀田

☎ 025(383)3000

長岡営業所/上越営業所

富山支店 富山市布瀬町南2-1

☎ 076(493)3755

毎度有難うございます。下記の通り御請求申し上げます。

御請求書締日と御支払日とが重複する場合の御入金は、
記入されていないことがありますので御了承下さい。

振込銀行

※お振込みのお客様は、請求書記載のお名前をお願いいたします。
別名でのお振込みをされる場合は、お手数でも当社までご一報ください。

前回御請求額	御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
				3,256	260	3,516

伝票日付	伝票№	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
19. 4. 30	593704	民主にいがた 様				
		コニカミノルタC220				
		コピー料金 (ブラック)				
		前回 76,027枚/今回 76,647枚				
		控除 13枚/請求 607枚				
		(1枚~9,999,999枚迄)	607		4.50	2,731
		コピー料金 (フルカラーコピー)				
		前回 623枚/今回 623枚				
		控除 0枚/請求 0枚				
		コピー料金 (フルカラープリンタ)				
		前回 7,204枚/今回 7,226枚				
		控除 1枚/請求 21枚				
		(1枚~9,999,999枚迄)	21		25.00	525
		コピー料金 (モノカラー2色)				
		前回 27枚/今回 27枚				
		控除 0枚/請求 0枚				
		消費税等				260
		【合 計】				[3,516]
		(内消費税等)				3,516
						260

取入印刷

コニカミノルタ チャージシステム契約書

民主にいがた(以下甲という)とコニカミノルタNC株式会社(以下乙という)は、保守契約に関し、下記の通り契約致します。

第 1 条 (目的)

本契約書は、乙が甲又は甲の指定する裏面記載の使用者(以下甲側という)に対してチャージシステムを提供し、甲がこれに対する対価(以下「料金」という。)を乙に支払うことを目的とします。

第 2 条 (チャージシステムの定義)

チャージシステムとは、裏面記載の機器(以下、機器という)を裏面記載の設置場所において使用に供し、乙所定のサービス地域において機器の適切な操作方法を指導するとともに機器が正常、且つ良好な状態で稼働し得るように第3条所定の保守サービスを行い、乙が必要と認めるときは、以下に定めるものを供給、交換することをいいます。
①「トナー込み」の場合、感光体、現像剤(スターター、デベロッパ)、消耗品の供給、交換及びトナーの供給。
②「トナー別売」の場合、感光体、現像剤(スターター、デベロッパ)、消耗品の供給、交換。

第 3 条 (機器の保守サービス)

乙は、機器が正常に稼働し得るように技術員を派遣し、所定の点検、整備等の保守サービス(以下、保守サービスという。)を実施します。
2. 保守サービスの実施は、全て乙所定の営業時間内に限られ、所定の営業時間外に作業を実施したときは、乙は甲に対し別途、所定の料金を請求できるものとします。
3. 本契約書、裏面記載による設置場所の変更が生じ、乙のサービス実施距離が現状より遠方となり、保守サービスの負担となったとき、乙所定の料金を甲に対し別途、請求できます。
4. 乙は、保守サービス実施時に交換した消耗品類等を、無償で引き取ることができま

第 4 条 (機器の設置場所と移動)

機器の設置場所は、裏面記載場所欄に記載する場所とします。
2. 甲側は機器を、前項に定める設置場所以外に移動することを希望するときは、予め乙の承認を得るものとします。この場合、機器の移動は乙又は乙の指定する者が実施し、乙はこれに要した実費を甲に請求できるものとします。

第 5 条 (感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)の扱い)

感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)の交換は、コピー出力品質維持のため、乙の技術員の点検に基づき、必要と認められたとき交換します。但し、感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)は乙が甲側に貸与するものであり、所有権は乙に帰属します。
2. 甲が本契約書の期間満了及び解約(甲の希望する廃棄・下取り・売却等の処分を含む)を希望するとき、事前に文書でその旨を通知するものと、当該解約のとき感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)を乙は直ちに引き取る事ができ、甲は乙に返却しな

第 6 条 (感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)、トナー及び用紙等の規定)

甲側は、機器の使用にあたり乙が指定する感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)及びトナーを使用します。
2. 甲側は機器の使用にあたり、乙の推奨する用紙、又は乙が定める規格に適合した用紙を使用します。但し、甲側が乙の推奨する用紙以外の用紙の使用を希望するときは、甲側は事前に乙に相談します。

第 7 条 (チャージシステムの適用除外)

乙は、下記事由による故障については、チャージシステムの適用除外とし別途料金を甲に対し請求でき、又機器の点検等が甚しいときは、チャージシステムの提供を乙は中止することができます。
①取扱上の不注意及び誤用の甲側の責に帰すべき事由による故障。
②火災、天災地災、その他不可抗力による故障。
③乙の認定する者以外による改造、分解、修理による故障。
④乙の認定する者以外の感光体、現像剤(スターター、デベロッパ)及び消耗品類の使用、並びに乙が定める規格外の用紙の使用による故障。
⑤乙に無断での機器の設置場所の移動による故障。
⑥その他、機器に起因しない故障や甲側の責に帰する事由により生じた故障。

第 8 条 (料金と料金改定)

本契約書に基づき乙が甲に請求する料金は、裏面記載のチャージ料金表の通りとし、機器1台当りのカウンター数値から算出される1ヶ月当りの使用コピー出力カウント、FAX受信出力カウント、パソコンからのプリント出力等に応じて計算します。
2. 料金には用紙代は含まれません。
3. 料金表は改定されることがあります。この場合、乙は甲に料金改定日の30日前までに文書によって通知するものとします。

第 9 条 (カウンター数値の確認方法)

機器のカウンター数値の確認方法は裏面記載のとおりとします。
2. 遠隔通信機能によるカウンター数値確認方法を採用し、甲側の既設電話回線を使用する場合、甲側はこれに同意し協力します。
3. 遠隔通信機能によるカウンター数値確認方法以外を採用する場合、甲側は、甲側の管理下においてカウンター読取責任者を定め、以下の業務を遂行させるものとします。
①乙からカウンター数値の読み取り依頼があったとき、カウンター数値の読み取り業務及び当該数値の乙への連絡業務。
②乙から請求を受けたカウンター数値と読み取ったカウンター数値の照合業務。
③その他カウンター数値の確認に関する業務。
4. 乙はカウンター数値確認をカウンター確認者に委託でき、甲側は意義なく同意します。

第 10 条 (料金の計算)

料金の計算は、チャージ料金表に定めるカウンター数値確認日の翌日から翌月の確認日までを1ヶ月として計算します。但し、本契約書締結時におけるカウンター開始日から翌月のカウンター確認日まで1ヶ月に満たないとき、又は本契約書終了時において、最終確認日の翌日から終了日まで期間が1ヶ月に満たないときでも、料金の適用は裏面記載の料金表のとおり1ヶ月と看做し、計算するものとします。

第 11 条 (料金の支払い)

乙は、料金に法令所定の消費税を加算して甲に請求します。
2. 甲は、乙からの請求後、裏面記載事項に定める料金の支払日に乙に支払うものとし、支払方法は裏面記載事項に定めます。
3. 本契約書が理由の如何を問わずに終了したときには、甲側は乙が行うカウンター数値の最終確認に異議なく協力し、前項に従い料金を支払うものとします。尚、甲側の責に帰すべき事由により乙が最終確認をし得なかったとき、甲は乙所定の計算方法により算出された金額を直ちに乙に支払うものとします。

第 12 条 (通信端末機の扱い)

乙は、機器の品質及びカウンター読取等管理のため、通信端末機を本契約書締結時に無償で甲側に貸与します。
2. 通信端末機の所有権は乙に帰属し、甲側はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理します。又、本契約書に対象となる機器以外の機器に流用してはなりません。
3. 本契約書締結から原則5年間の満了又は解約(甲の希望する廃棄・下取り・売却等の処分を含む)により終了したときの通信端末機については、乙は直ちにこれを引き取る事ができ、甲側は乙に返却しな

第 13 条 (コピーサービスの利用)

甲側は、コピーサービスを目的として当該機器を利用するときは、甲は乙の文書による承諾を得て本契約書を締結します。又、併用の利用も同様とします。

第 14 条 (切替)

甲は、チャージシステムの提供を継続して2年以上受けている機器について、スポットシステムへの切替を行うことができます。尚、このとき甲側は、チャージシステムによって提供された感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)を乙に返却し、甲は、新たに感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)を乙より購入するものとします。

第 15 条 (中途解約)

甲、乙が本契約書の解約を希望するときは、解約希望日の2ヶ月以上前に文書にて相手方に予告通知します。

第 16 条 (期限利益の喪失)

甲が下記各号の一に該当する事由が生じたときは、甲は当然に期限の利益を失い乙は何等の通知、催告を要することなく直ちに本契約書を解除することができます。このとき、甲は乙に対し料金及び残債務全額を即時に支払うものとします。又、本契約書の解除後、乙は甲側に対して用紙及びトナー、消耗品類の供給、保守サービスをしません。
①甲が本契約書に基づく料金の支払いを滞り又は停止したとき。
②甲側が本契約書の一つでも違反したとき。
③甲側が第三者により強制執行、保全処分、若しくは差押え処分を受け又はそのおそれがあるとき。
④甲側が第三者に振出した手形又は小切手を不渡りとしたとき。
⑤その他、信用を著しく喪失したと認められるとき。
⑥本契約書以外の甲側の乙に対する債務を乙の催告期限内に履行しないとき。

第 17 条 (権利義務譲渡の禁止)

甲は本契約書により生じた一切の権利又は義務を乙の文書による承諾なくして第三者に譲渡又は使用させてはなりません。

第 18 条 (有効期間)

本契約書の有効期間は締結日から2年間とし、契約期間満了日より3ヶ月前に一方より相手方に対して終了の通知をしないときは、本契約書は1年間更新され以後も同様とします。但し、原則として有効期間は、総じて本契約書締結日より5年間とします。
2. 6年以降の契約更新については、機器の耐用可能性を検討のうえ両者協議します。但し、使用状態が著しく苛酷で品質保証が困難であると乙が判断したものについては除外します。
3. 6年以降の料金は、別途定めた料金とします。
4. 本契約書の最長期間は、原則として本契約書締結日より7年間を基準とします。

第 19 条 (遅延損害金)

甲は、本契約書によって負担する債務の一切を支払期日に遅滞したときは、遅滞の日から支払済みに至る迄、年7%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第 20 条 (損害賠償)

甲側が、本契約書に違反若しくは故意、過失によって通信端末機、感光体及び現像剤(スターター、デベロッパ)に損害を与えたとき、乙はその賠償を甲に請求できます。

第 21 条 (不可抗力による免責)

乙の責に帰することができない事由及び労働争議等で、契約の一部又は全部の履行遅滞、履行不能が生じたとき乙はその責任を負いません。

第 22 条 (機密の保持)

甲側、乙は本契約の履行にあたり知り得た他の事業者の技術または業務上の機密に属する事項を、本契約期間中および契約終了後も第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第 23 条 (合意管轄)

本契約書に関する一切の係争については、乙の本社所在地を管轄する裁判所とすることを甲は承諾します。

第 24 条 (信義誠実の原則)

本契約書に規定事項なきときは、甲、乙信義誠実を旨とし、当事者協議の上、解決します。

以上

本契約書成立の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名、押印の上各1通を保有するものとします。

平成 23 年 6 月 2 日

甲 新潟市中央区学校町通1-602-1

民主にいがた

乙 新潟市江南区亀田工業 2 番 1 3 号

コニカミノルタ株式会社

代表取締役 馬場伸行

チャージ料金表

最低基本料金 2,000 円 (料金請求額が左記料金に達しない場合に適用されます。)

枚数	単位	モノクロ単価	カラー単価	両面単価	両面単価
1 枚～	∞ 枚	25.0 円/枚	25.0 円/枚	18.0 円/枚	4.5 円/枚
枚～	枚	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚
枚～	枚	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚
枚～	枚	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚

トナー: ●トナー込み ○トナー別売り 商品名 / 円
カウンター数値確認方法: ●遠隔通信機能による確認 ○電話又は FAX による読み取り依頼確認 ○訪問確認
カウンター数値確認日: 毎月 日 支払日: 日 支払い方法: _____

特約事項:

ミスコピー・テストコピーについては、下記要項のいずれかにて使用枚数より減算します。

○乙が機械の点検、調整等の際テストコピーのために加算したカウンター数値及び不良コピーが発生した場合は、

乙が不良コピーの現物を確認し乙の責任と認めたもの

●使用枚数算出時、使用枚数より一律 2 %

○チャージ料金により、減算しない

計算方法

1. チャージ料金の計算は機械 1 台毎に行います。
 2. カウンター数は 1 カ月毎に乙指定の様式にて算出します。
 3. 確定した使用カウンター数に単価を乗算します。
- ※消耗品及び役務に関しては別途消費税を申し受けますので御了承下さい。

契約対象機器

機器名称	機器番号	使用者(会社名)	設置場所	契約年月日
bizhub C220		民主にいがた	新潟市中央区学校町通 1-602-1	H23 年 6 月 2 日

支出伝票

会 派 名	民主にいがた	代表者		経理 責任者	
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	3		
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和1年5月22日				
支出金額	3,392 円				
支出先	NTTファイナンス(株)				
使途内容	インターネット・電話料金				
備考	4月分 6,784 円 × 1/2 = 3,392 円				
領収書貼付欄					(事務所費)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: auto;"> <p style="font-size: small;">電話料金等払込受領証 東日本ご利用分</p> <p style="font-size: x-small;">A T M 振込専用口座に振込された金額は、お振込先が「NTTファイナンス株式会社」であることを確認してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;"> <p style="font-size: x-small;">ご請求先氏名 新潟市議会民主にいがた 様</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;"> <p style="font-size: x-small;">お客様番号</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;"> <p style="font-size: x-small;">2019年 5月ご請求分</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;"> <p style="font-size: x-small;">金額(円) ¥6,784-</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;"> <p style="font-size: x-small;">受取人 NTTファイナンス株式会社 </p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;"> <p style="font-size: x-small;">お問合せ先 (無料) 0800-3330111</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;"> <p style="font-size: x-small;">領収日附印</p> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;"> <p style="font-size: x-small;">出納 第四・新潟市役所出</p> <p style="font-size: x-small;">1.5.22</p> <p style="font-size: x-small;">1</p> </div> </div> <p style="font-size: x-small;">収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p> </div>					

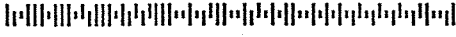
※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書 (東日本ご利用分)

951-8126
新潟市中央区学校町通1番町602-1

郵便区内特別

新潟市役所本館 5F
新潟市議会民主にいがた 様



019052101043921518

00173



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 5月19日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3330111 (無料)
【送付先】
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本
-8691 郵便局 仙台東郵便局私書箱8号
社用コード J20021111003 00173 00173 00 D
61 000000 1 0 19050301D

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2019年 5月ご請求分	6,784円	2019年 5月31日(金)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT東日本ご請求額 5,488円

NTTファイナンス分ご請求額 1,296円

(合計)

6,784円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ ***

「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。

自動更新後の契約期間は24ヶ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。

詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ

(<https://flets.com/customer/contact.html>)」をご確認ください。

なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、

解約金 [戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)] がかかります。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT東日本ご利用分 5,488	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリーS) 4月 1日～ 4月30日: お客 さまI.D. [REDACTED]	合 算
	-700	にねん割 割引料 2020年03月～2020年04月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 4月 1日～ 4月30日 電話番号 は025-211-4411	合 算
	80	ひかり電話 (通話料) 4月 1日～ 4月30日	合 算
	2	ユニバーサルサービス料 4月 1日～ 4月30日 1番号分 のご請求となります。	合 算
	406	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇NTT東日本分 (小計) 5,488	5,488	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 1,296	1,296	NTT-MEインターネット接続 * 3月分。税込 (国際通話料以外 除NTT-MEご利用分。	非対象等
◇合計 6,784	6,784	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています
【料金問合せ受付時間】
午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日) は除きます
【ひかり電話ご利用のお客様へ】
ご利用の電話番号は本内訳書「ひかり電話 (基本料)」の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

J20021111003 00173 00173 00 D

支出伝票一覧表

会派名	民主にいがた				
支出年度	平成31年度	支出項目	資料購入費	No.1	
整理番号	支出年月日	支出内容		支出金額	備考
1	H31.4.22	新聞代		3,497円	しんぶん赤旗4月分
2	R1.5.7	新聞代		7,980円	4月分(新潟日報・日本経済新聞)
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
計				11,477円	

支 出 伝 票

会 派 名	民主にいがた	代表者		経理 責任者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	平成31年4月22日				
支 出 金 額	3,497 円				
支 出 先	日本共産党新潟地区委員会				
使 途 内 容	新聞代				
備 考	しんぶん赤旗4月分				



領収書貼付欄

(資料購入費)

<p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">民主にいがた</p> <p style="font-size: 12px;">新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」</p>	<p style="font-size: 12px;">部数</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p style="font-size: 12px;">金額</p> <p style="text-align: center;">3,497</p>	<p style="font-size: 12px;">様</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p style="font-size: 10px;">日本共産党発行の</p> <p style="font-size: 18px; font-weight: bold;">しんぶん赤旗</p> </div> <p style="font-weight: bold; font-size: 14px;">領 収 書</p> <p style="font-size: 18px; font-weight: bold;">3,497 円</p> <p style="font-size: 14px;">2019 年 4 月分</p> <p style="font-size: 10px;">上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 日本共産党新潟地区委員会 〒950-0086 新潟市中央区花園2-3-10 TEL 025-247-1346</p> <p style="font-size: 10px;">領収日 <u>4/22</u> 投書 XXXXXXXXXX</p>
---	---	---	-----------------------------------	--

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

支 出 伝 票

会 派 名	民主にいがた	代表者		経理 責任 者	
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	2		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費				
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日				
支出年月日	令和1年5月7日				
支 出 金 額	7,980 円				
支 出 先	NIC有明				
使 途 内 容	新聞代				
備 考	4月分(新潟日報・日本経済新聞)				
領収書貼付欄				(資料購入費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

民主にいたがた 政務活動費
代表 加藤 大弥 様

23 01-05-07 100 *7,980 ニッポンア

致事
C. (COUNCIL) M
M
E